

令和4年3月1日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

# 政策局關係陳情

陳情番号	78	付議年月日	3 . 9 . 8
件名	日本と台湾が同盟を結ぶ必要があるとの意見書を国に提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>〔陳情の要旨〕</p> <p>日本と台湾が同盟を結ぶ必要があるとの意見書を国に提出してもらいたい。</p> <p>〔陳情の理由〕</p> <p>現在の世界情勢はどうか。</p> <p>自由、人権、民主主義といった価値観を共有する国々と独裁主義、全体主義の中国共産党などが軍事力を背景にして弱い東南アジアの国々を強権、軍事力で抑圧し、侵略しようとしている。これが中国共産党独裁国家である。現在、台湾が危機にさらされている。</p> <p>台湾が中国に支配されたなら次は当然その先は日本である。</p> <p>現に中国は日本の領土である尖閣諸島に連日、軍船、軍艦による領海侵入をくりかえしており、占領、占拠しようとしている。台湾を防衛するということは、即、日本を防衛するという事である。中国共産党の脅威から日本を守る、自分達の子供、孫<sup>たち</sup>たちを守るために、日本は台湾と同盟を結ばなければならない、結ぶ必要が絶対にある。</p> <p>台湾有事は日本有事である。これが陳情の理由である。</p>			

陳情番号	101	付議年月日	3. 12. 3
件名	「日台関係基本法」制定に関する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>要旨</p> <p>以下の三点について、国に意見書の提出を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「日台関係基本法」を制定し、台湾との関係を強化すること。</li> <li>2 台湾との同盟関係を念頭に、台湾が独立国家であることを承認し国交回復を図ること。</li> <li>3 米国とも協力し台湾の国連への加盟など国際社会への復帰を後押しすること。</li> </ol> <p>理由</p> <p>日本にとって、最も身近な国の一つである台湾ですが、中国の習近平政権は、台湾を中国の「神聖な領土の一部」として、「一国二制度」を主張しています。しかし、民主主義国家である台湾は、共産国家の中国とは全く別の国家であることは明らかです。それにもかかわらず、日本は1972年、中国と国交回復する際に、台湾（中華民国）との国交を断絶しました。あれから49年、台湾は今、中国によって外交的孤立に追いやられています。</p> <p>アメリカは1979年の台湾との国交断交に際して、「台湾関係法」（国内法）を制定し、台湾との外交を行うための法的根拠を保持しています。一方、台湾との国交を結んでいない日本は、法的裏付けのない「非政府間の実務関係」を維持しているに過ぎず、対象となる分野は経済、社会、文化に限られており、安全保障は含まれていません。中国はバイデン政権の発足以降、急速に台湾への威圧的行動を進めており、今後の中国の出方を考えても、本来、日米台が連携して対応しなければならないはずで、中国の軍事的な海洋進出が進む中であって、もし台湾が中国に併合されることがあれば、次は沖縄にまで中国の軍事的な脅威が迫ることになります。日本と台湾は国防上も運命共同体の関係にあります。日本の経済発展には欠かせないシーレーンを中国の脅威から守る上でも、日本は日台関係に関する基本法を制定して政府間の関係を形成すべきです。その上で、将来的には台湾との同盟関係を結ぶ手助けをする必要があります。それがアジアの平和を守ることにもつながるものと考えます。台湾は、決して中国に吸収合併されるべきではなく、「信仰」に基づく人権と自由はまもられなければなりません。そして台湾の「自由・民主・信仰」の価値観が中国大陸まで広がることで、全世界の平和の安定につながっていくと信じるものです。「日台関係基本法」の制定は国の政策に属する問題ではありますが、県民の自由や平和を守るためにも、その実現を国に強く要望して頂きたいと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p>			

# 兩局共管陳情

陳情番号	112	付議年月日	4. 2. 22
件名	地方公共団体の予算執行と財政運営の信頼性向上を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>「地方自治は民主主義の学校」と言われており、我が国の地方公共団体の行政運営の在り方に対して、住民が自立的に関心を持ち、より良い街づくりの実現に向けて参加する機会が得られることは、日本国の繁栄と発展の土台となるものと考えます。</p> <p>現在、地方自治法には地方議会の権限として「予算を定めること」「決算を認定すること」が明記されており、地方公共団体の財産運営の民主的な手続きが担保されており、住民を代表して当該議会を構成する議員の皆様の見識等について住民は厚い信頼を寄せています。</p> <p>ただし、現代の地方公共団体の事業は多岐にわたるようになり、その財政規模も肥大化の一途をたどっており、住民から見て地方公共団体の活動を把握することは難しくなっております。今日このような状況を鑑み、不要不急な事業の削減を通じて地方税負担の軽減を望む声が高まっています。</p> <p>地方公共団体の財政運営や予算執行の在り方に関して、住民が情報を容易に得られることで、地方公共団体、並びに地方議会への信頼をさらに向上させる取り組みの重要性が高まっています。住民が自立した納税者としての自覚を醸成するきっかけを作ることは、地方公共団体、並びに地方議会を支える民意の質を向上させることにつながります。</p> <p>そのため、下記内容について陳情いたします。</p> <p>&lt;行政評価に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 神奈川県は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の全ての事務事業の成果を客観的かつ定量的に評価すること</li> <li>2 神奈川県は、毎年度、全ての事務事業について行政評価を実施し、当該事務事業に係る予算及び人件費を算出し、その評価結果を地方議会に報告し、その報告内容の全てを住民にわかりやすくHP上で公表すること</li> </ol> <p>&lt;財政運営に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 神奈川県は、財政に関する情報を市民にわかりやすく公表することにより、住民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めること</li> <li>2 神奈川県は、歳出予算の情報公開を更に努めるにあたり、会計システムに登録される毎月の歳出予算の支払命令情報を、支払日の翌下旬に一件ごとに公開すること</li> <li>3 神奈川県及び全体の奉仕者たる県職員一人一人は税金の使途に関する費用対効果を常に意識し、地方税負担の軽減への取り組みを検討し住民の可処分所得の向上につとめること</li> </ol>			